

徳島県規則第四十四号

徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県青少年センター管理規則（昭和四十八年徳島県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは映像配信装置」を「、映像配信装置若しくはヘッドセット」に改める。

附則第三項中「から当分の間」を「から同年九月十七日までの間」に改め、「当分の間、」を削り、附則に次の一項を加える。

4 令和四年九月十八日から令和五年三月一日（青少年以外の者が利用しようとする場合にあっては、同年二月一日）までの間においてセンター（スポーツコート及びこれと併せて利用する用具を除く。）を利用しようとする場合における第二条第二項の規定の適用については、同項中「利用しようとする日（その日が引き続き二日以上に及ぶときは、その初日）の前日から起算して六月前（青少年以外の者が利用しようとする場合にあっては、五月前）の日の属する月の初日」とあるのは、「令和四年九月一日」とする。
別表第一その二の表マイクの項の次に次のように加える。

大型ディスプレイ	デジタルスタジオ以外の施設において利用する場合	一台一回につき	七五〇円	一、五〇〇円
	デジタルスタジオにおいて利用する場合	一台一時間につき	一二五〇円	五〇〇円

別表第一その二の表映像配信装置の項の次に次のように加える。

ヘッドセット	一式一時間につき	五〇円	一〇〇円
ホワイトボード	一台一回につき	一五〇円	二〇〇円
クリップスタンド	一台一回につき	一〇〇円	二〇〇円
姿見	一台一回につき	一五〇円	二〇〇円
電気ポット	一台一回につき	一五〇円	二〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。